

Lions Clubs International 330-A

2015～2016



- ▶ 地区ガバナー
- ▶ 第1副地区ガバナー
- ▶ 第2副地区ガバナー

選挙公報



ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区



ライオンズクラブ国際協会330-A地区 選挙管理委員会

委員長 **戸田 周 良**

代議員の皆様へ

陽春の候、代議員の皆様におかれましては、日頃よりライオンズクラブのためにご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、2015～2016年度330-A地区における地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナーの選出にあたりまして、グッド・スタンディングのメンバーの立候補がなされ、去る2015年3月10日に届出の締切りを行いました。その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名、そして第2副地区ガバナー立候補者1名の届出を受領いたしました。

選挙管理委員会により各立候補者の資格審査を行いましたところ、幸いにも各立候補者におかれましては、有資格者であることを確認いたしました。

つきましては、2015年4月18日（土）東京プリンスホテルでの「第61回年次大会」において、次期地区ガバナー、次期第1副地区ガバナー、次期第2副地区ガバナーの選出を実施する運びであります。

選挙運動は、2015年3月27日公示日の翌日である3月28日より4月17日までとなっております。

なお、各立候補者の立会演説会は行わず、「第61回年次大会」代議員会において各立候補者より所信表明を行っていただきます。

代議員の皆様におかれましては、ご多用中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ代議員会にご出席を賜りますようお願い申し上げます。

プロフィール



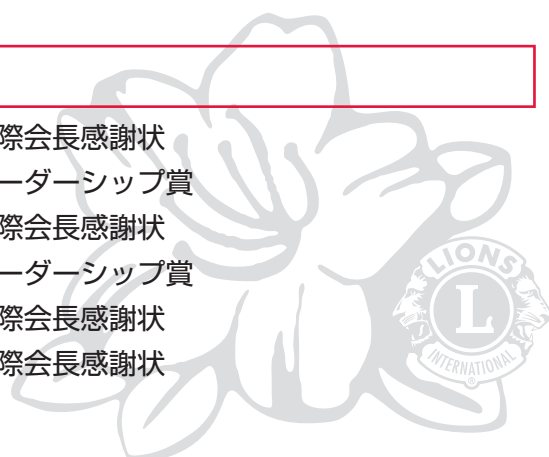
氏 名	近藤 正彦 (こんどう まさひこ)
所 属	第14R・第1Z 東京八王子陵東LC (会員番号805180)
生 年 月 日	昭和20年8月23日 満69歳
住 所	〒196-0004 東京都昭島市緑町4丁目26番3号
現職及び職歴	昭和43年4月～昭和56年1月 設計事務所 勤務 昭和56年2月 近藤正彦建築研究所 設立 主宰 現在に至る 建築物の調査、基本計画、実施設計、監理 建築総合コンサルティング 実施および計画 学校法人教育施設・休暇施設、医療法人病院施設・複 合施設、製造業生産施設・研究開発施設、商業施設ビ ル、社会福祉法人施設、集合住宅、個人住宅

ライオン歴

- ・2001年10月18日 東京八王子陵東ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
 - ・2004～2005年 クラブ幹事、クラブ理事
 - ・2005～2006年 クラブ理事
 - ・2006～2007年 クラブ会長
 - ・2007～2008年 330-A地区 キャビネット副幹事、クラブ理事
 - ・2008～2009年 330-A地区 キャビネット会計、クラブ理事
 - ・2009～2010年 330-A地区 広報委員会委員長、クラブ理事
 - ・2010～2011年 330-A地区 キャビネット幹事
 - ・2011～2012年 330-A地区 IT委員会委員長
 - ・2012～2013年 330複合地区 IT・PR情報委員会副委員長、クラブ理事
 - ・2013～2014年 330-A地区 第二副地区ガバナー、クラブ理事
 - ・2014～2015年 330-A地区 第一副地区ガバナー、クラブ理事
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 3回

主なアワード

- ・2007年 Mahendra.Amarasuriya 国際会長：国際会長感謝状
- ・2008年 Albert F. Brandel 国際会長：リーダーシップ賞
- ・2009年 Eberhard J.Wirfs 国際会長：国際会長感謝状
- ・2010年 Sid L.Scruggs III 国際会長：リーダーシップ賞
- ・2011年 Dr.Wing-kun Tam 国際会長：国際会長感謝状
- ・2014年 Barry J. Palmer 国際会長：国際会長感謝状



所 信 表 明

私は、ライオンズクラブ国際協会330-A地区2015～2016年度ガバナーに立候補するに当たりまして、石井征二ガバナー期のキャビネット会計、河合悦子ガバナー期のキャビネット幹事、そして前期第二副地区ガバナー、今期第Ⅰ副地区ガバナーを務めました折に、痛切に感じられました、多くのクラブが抱えられている切実な問題とその解決に、各クラブの皆様のお知恵をお借りして、ライオンズクラブの更なる発展に少しでも寄与いたすべく下記の事項を基礎的な運営指針として、努力する所存であります。

『東日本大震災被災地域への支援活動』について

2011年3月11日に発生した東日本大震災被災地域への支援活動は、永く継続してゆく奉仕活動と思います。大震災後早くも4年が経過しつつありますが、被災地の状況はいまだ復興に程遠く、被害の甚大さを感じるばかりです。阪神淡路大震災から約20年が過ぎて、現在のたたずまいが漸くできてきたことを考えますと、さらなる永い時間が必要とされてまいりましょう。これからもライオンズクラブであるからこそできる、現実に対応した奉仕活動が一層求められるものになること必至であります。皆様と共に元気に奉仕活動を推進してまいりましょう。

『会員増強と会員維持』について

会員の増強は改めて申すまでもなく、世代を超えて極めて重要であり、かつ急がなければならない課題であります。何としても皆様と共に、会員の増強、とりわけ女性会員、家族会員（特にご子息、ご令嬢）の増強を推進し、ライオンズクラブの将来に向かって努力いたす所存であります。日本の経済状況もやや明るさが取り戻されつつある中、会員の増強は、さらなる躍動感のある330-A地区に変貌してゆくものと確信しております。

また会員維持は欠かせないさらなる重要な課題であります。歴史を重ねてこられたクラブでは、高齢化と共に引退を考慮しておられるメンバーがいらっしゃる一方、なんとか入会された新入会員が退会してゆくケースが多く見受けられます。社会に一層貢献できるクラブアクティビティを通して、クラブの全員が参加できる機会をより多く設け、会員同士の連帯感と充実感をたかめて、

会員の退会を少しでも減少させることが、いまこそ各クラブとりまして、大変重要な局面になってきております。皆様と共にぜひとも会員増強をはかり、併せて会員維持に心を配り、躍動感あふれる魅力的なライオンズクラブ造りを構築して参りましょう。

『青少年健全育成活動』について

330-A地区では、各クラブの皆様は永年素晴らしい様々な「青少年健全育成活動」を地域社会の中で展開されております。スポーツを通じた日本の将来を背負っていただく青少年への奉仕活動や、今や深刻な状況を呈しております「危険ドラッグ」への危機意識啓発活動等を私は大に推進して参りたいと思っております。日常からケアされている地域社会への奉仕活動を通して、次世代の健全なる未来の為にさらに「オリンピック、パラリンピック」支援活動を皆様と共に一層盛り上げ、拡大して参りましょう。

『各クラブとキャビネットとの関わり』について

ライオンズクラブ国際協会の加盟単位は、それぞれ個々のクラブが最小単位となっていることは申すまでもありません。私はクラブの自主性とキャビネットとの信頼のおける良好な関係を維持する意味でも、クラブ会長会を開催し、クラブの抱えている問題や素晴らしい成果を発揮されていらっしゃるアクティビティ等を地区内に一刻も早くお知らせして、各クラブとの意見交換を通して共通の認識を持ち、連帯を高めることにより、良い方向を見つけることができると確信しております。女性会員、新しい世代の会員の登用を各クラブにお願い申し上げ、ライオンズクラブの元気な未来の為に、盤石の基礎造りの一端を担いたいと思っております。

結びに、2015～2016年度にはいよいよ山田實紘Lが国際会長に就任されます。日本国出身の二人目の国際会長とともに、活力あふれる330-A地区になりますよう、皆様と共に前進に寄与できますよう一歩一歩努力する所存であります。皆様のより一層のご支援とご指導を賜りたく、重ねて宜しくお願い申し上げます。

プロフィール



氏 名	村木 秀之（むらき ひでゆき）
所 属	第2 R・第2 Z 東京数寄屋橋LC （会員番号370531）
生 年 月 日	昭和29年9月24日 満60歳
住 所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-19
現職及び職歴	株式会社 むらき 代表取締役

ライオン歴

- ・1988年6月 東京数寄屋橋ライオンズクラブ入会
（チャーターメンバーでない）
- ・1993～1994年 330-A地区 吉永キャビネット キャビネット副会計
- ・1996～1997年 330複合地区 第43回複合地区年次大会 副事務局長
- ・1997～1998年 東京数寄屋橋ライオンズクラブ 第32代 会長
- ・2001～2002年 330-A地区 骨髄移植・献血・献腎・献眼委員会 委員長
- ・2002～2003年 330-A地区 今井キャビネット キャビネット幹事
- ・2004～2005年 330-A地区 山浦キャビネット キャビネット幹事
- ・2006～2007年 クラブ幹事
- ・2007～2008年 クラブ理事
- ・2008～2009年 330-A地区 第2 Rリジョン・チェアパーソン、クラブ理事
- ・2009～2010年 330複合地区 政策・長期計画委員会 副委員長
- ・2010～2011年 330-A地区 難病対策支援特別委員会 委員長、クラブ理事
- ・2011～2012年 330-A地区 緊急対策委員会 委員長
- ・2012～2013年 330複合地区 環境保全委員会 副委員長、クラブ会計
- ・2013～2014年 330-A地区 広報委員会 副委員長
- ・2014～2015年 330-A地区第2副地区ガバナー
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 16回

主なアワード

国際会長感謝状 3回



所 信 表 明

この度、2015～2016年度330-A地区第1副地区ガバナーに立候補いたします、2R2Z 東京数寄屋橋ライオンズクラブ所属の I村木 秀之です。

立候補にあたり、私はスローガンとして「織りなす」（よき伝統と新しき息吹が織りなす、融和と協調を目指して）を掲げました。このスローガンは、私が33歳で東京数寄屋橋ライオンズクラブに入会して以来、27年のライオンズクラブ活動の中で感じ、大切に思っている事です。若輩の頃に諸先輩方より薫陶を受け、早くからキャビネットにも参画させて頂き、多くの事を学んでまいりました。伝統の継承と、時代を捉えた新しい試みは、相反するように思われますが、互いの長所を紡ぎ織りなすことにより、これからのライオンズクラブの発展を皆様と共に考え、行動したいと願っております。

奉仕活動の原点はやはりクラブアクティビティ

主権在クラブと言う考え方は、ライオンズクラブでは普遍のものであります。

330-A地区には現在204のクラブが存在し、その各クラブは様々な特徴を持って活動されておられます。キャビネットの役割は個々のクラブの運営をより円滑に進められるよう、サポートする事であります。キャビネットの委員会活動も各クラブの発展の為、各クラブとキャビネットのコミュニケーションを強めていくことが大切だと思います。そのために必要な事は何かを考え行動して参ります。

1) 情報の共有

国際協会から、またキャビネットや委員会から様々なお知らせがクラブに届いています。それぞれが大切なお知らせであることは確かなのですが、現実問題としてメンバーの皆様全員に情報が行き渡ってはいないのではと危惧しています。また、個々のクラブで行われているアクティビティも多種多様でありながらも、ある意味同一なアクティビティを行っているクラブも多く見られます。アクティビティを効率よく効果的に行うには、様々な情報を精査し、より具体的にお知らせする事が重要だと考えます。今まで単一クラブで行っていたアクティビティを、情報を共有する事により、合同開催できるのではないのでしょうか。また種類の違うアクティビティも、視点を変える事で一緒に開催できると考えます。個々のクラブで行っているアクティビティを把握し、ゾーン内やリジョン内にお伝えする事により、アクティビティの規模の拡大や効

率を高める事が出来るのではないのでしょうか。その為に、個々のクラブの情報をより速く把握し、地区内の隅々までお伝えできるようなシステムを皆様共に考えていきたいと思います。

2) 奉仕活動の充実

ライオンズクラブの活動の基本はアクティビティです。現在我々が行っているアクティビティも数多くあります。そこで年に一度のライオンズデーではなく、年に数度のライオンズデーを設けアクティビティテーマを決めた奉仕活動の日を作りたいと思います。東日本復興支援・薬物乱用防止・社会福祉・障がい者支援・青少年育成・献血・骨髄移植推進・献眼・献腎・臓器移植推進・環境保全とアクティビティは多種多様です。これらのアクティビティを行う個々のクラブの情報を把握・提供し、クラブの新しいアクティビティにつなげて頂けるよう、進めて参ります。

3) 1年の集大成は年次大会にあり

代議員総会を含め重要事項の決定や報告等はすべて年次大会にて行われます。

また、分科会も各クラブメンバーの皆様に、キャビネット活動をご理解頂く大切な会議です。分科会の委員長を務められますリジョン・チェアパーソンの皆様、顧問である名誉顧問会の皆様にも、今まで培ってこられた「良き伝統」のノウハウを展示頂き「織りなす」1年の締めくくりになりますよう進めて参ります。

一番大事なのは「個々のクラブの活性化」

クラブの活性化には情報の共有と、それらをまとめたものの発信・伝達が不可欠です。伝達されることにより各クラブのアクティビティの人的補助が可能になります。アクティビティが充実する事により、クラブの活性化が図れます。クラブが活性化する事により、ライオンズクラブ活動が一般の方に認知され、会員増強へと寄与できるのではないのでしょうか。

1年と言う期間の中で出来る事も限られてはいますが、様々な試みが又次代へと引き継がれていき、より発展的にライオンズクラブ活動を「織りなす」事が出来る事を願っております。

メンバー皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

プロフィール



氏 名	細川 孝雄（ほそかわ たかお）
所 属	第3 R・第3 Z 東京赤坂LC (会員番号983954)
生 年 月 日	昭和29年9月19日 満60歳
住 所	〒158-0081 東京都世田谷区深沢5-26-6
現職及び職歴	昭和52年より昭和60年まで株式会社帝国ホテルにて勤務 現在 細川商事株式会社 代表取締役社長

ライオン歴

- ・1989年8月 東京赤坂ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
 - ・1996～1997年 クラブ幹事
 - ・1998～1999年 330A地区指導力育成委員会委員
 - ・1999～2000年 クラブ会長
 - ・2003～2004年 330A地区エクステンション委員会委員
 - ・2004～2005年 クラブ理事
 - ・2006～2007年 330A地区政策会則長期計画委員会委員
 - ・2007～2008年 330A地区第3 R第3 Zゾーン・チェアパーソン
 - ・2008～2009年 330A地区キャビネット副会計
 - ・2009～2010年 330A地区第3 Rリジョン・チェアパーソン
 - ・2010～2011年 330複合地区若手指導力育成委員会副委員長, クラブ理事
 - ・2011～2012年 330A地区エクステンション委員会委員長, クラブ理事
 - ・2012～2013年 330A地区キャビネット会計
 - ・2013～2014年 330複合地区会則会員委員会副委員長
 - ・2014～2015年 330複合地区女性参加委員会副委員長
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 2回

主なアワード

- 国際会長感謝状 1回
- 国際会長リーダーシップ賞 1回



所 信 表 明

このたび2015～2016年度330-A地区第2副地区ガバナーに立候補いたしました3R3Z東京赤坂ライオンズクラブ所属L細川孝雄です

1989年に東京赤坂ライオンズクラブに入会以来、1999年にはクラブ会長以降ゾーンチェアパーソン、キャビネット副会計、リジョンチェアパーソン、地区エクステンション委員長、この時には東京平成、東京キング、東京ゴルフ、東京レスキューの4クラブを結成することができました。その後、キャビネット会計としてキャビネット全般の会計および事業に携わることができました。以降、330複合地区の副委員長を3回つとめ、神奈川、埼玉、山梨のライオンとも知己を得ることができました。

以上の経験をふまえ、また若きライオンや各世代の多くのメンバーからの後ろ押しを頂き、第2副地区ガバナーに立候補いたしました。以下に私の所信を述べます。

私のテーマは「ゼロ トウ ワン」 0 to 1 です。

無から有を生むこと

無から有を生むには、相当なエネルギーと人の協力と少しの運が必要でしょう。私もエクステンションで経験をしましたが、何もないところから働きかけて新しいクラブを作るのは本当に大変です。しかし働きかけることをしなかったら何も生じないのです。以下に具体的に何をするかについて述べます。

1. 100周年事業

ライオンズクラブは、1917年にアメリカシカゴで生まれてから100年をむかえます。当時のシカゴは、麻薬、売春、ギャングの抗争にあけくれ荒んだ状況でした。このような中、保険代理業を営むメルビンジョーンズは、何とか明るい社会にできないかと立ち上げたのがライオンズクラブでした。これも「ゼロ トウ ワン」であります。メルビンジョーンズの意志を引き継ぎ、守るべきものは守り改革すべきものは改革していきます。私は、ライオンズの主体はクラブにあると考え、10月8日のライオンズデーには各クラブが自主的に考え独自のアクティビティをしていただきたいと存じます。

キャビネットは100周年特別委員会を設置し、集大成である年次大会に向けて特別事業を企画いたします。

2. 地球にやさしく

現在地球の人口は72億、1960年代に30億でありましたから半世紀の間に倍増です。日本も少子高齢化と

いわれますが、江戸時代に3000万だったことを考えると12800万ですから4倍です。1800年代に10億であった人口が私たちが生きている間におそらく100億に到達するでしょう。

人類のエネルギー消費によって生ずる温室効果ガスにより地球温暖化、異常気象は顕在化しています。アメリカにおけるハリケーンカトリーナ、昨年の京都渡月橋の氾濫、フランスにおける洪水などは、その例でしょう。このまま地球を痛め続けてよいのでしょうか。世界最大の奉仕団体であるライオンズクラブのできることは多いと思います。

3. 緊急災害に対応

阪神淡路大震災から20年、東日本大震災から4年が経過しました。

自然災害は、ある意味避けられないものかも知れませんが、万一起こってしまった場合に迅速、適切に対応できる体制をつくります。いまだに12万人が仮設住宅で過ごさねばならない状況にたいして、支援を継続いたします。

4. 会員相互の和

友愛と相互理解の精神を養う。とライオンズの誓いにもあります。

私は、人は人との絆やつながりを感じられた時に一番幸せを感じると 생각합니다。会員相互の絆を深めて、すばらしい100年をむかえようではありませんか。

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第61回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は511名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は22名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切り取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。9時50分には、登録受付は停止する。代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1／第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙管理委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

2015-2016年度 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー選挙規定

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

1. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることことができる。
2. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、第2副地区ガバナーについては金100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることことができる。

第7条（代議員名簿）

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることことができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条（選挙運動の禁止事項）

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないことを目的として次の行為をしてはならない。
 - (1) 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与、その申込み若しくは約束をすること。
 - (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
 - (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - (12) 現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に行きすること。
 - (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条（違反に対する処置）

1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙

管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲載する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を開催することができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第17条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。
3. 委員会委員は、クラブ代議員であってはならない。

附 則

第1条

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。 | 9. 平成22年11月8日一部改定。 |
| 2. 平成12年11月20日一部改定。 | 10. 平成23年6月13日一部改定。 |
| 3. 平成13年11月16日一部改定。 | 11. 平成24年11月26日一部改定。 |
| 4. 平成18年1月17日一部改定。 | 12. 平成25年1月21日一部改定。 |
| 5. 平成18年4月22日一部改定。 | 13. 平成25年11月25日一部改定。 |
| 6. 平成19年3月26日一部改定。 | 14. 平成26年11月25日一部改定。 |
| 7. 平成20年11月18日一部改定。 | 15. 平成27年1月19日一部改定。 |
| 8. 平成21年11月6日一部改定。 | |

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

次期地区ガバナー、次期第1・第2副地区ガバナー 選挙日程

- 1 立候補届出日**

受付日時：2015年3月10日(火) 13時30分～16時30分
締切：当日限り
受付場所：330-A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会
- 2 資格審査日**

2015年3月17日(火) 15時30分～16時30分
- 3 公示日**

2015年3月27日(金)
- 4 選挙運動期間**

自 2015年3月28日(土)
至 2015年4月17日(金)
- 5 立会演説会**

4月18日(土)第61回年次大会の代議員総会において
各立候補者より所信表明をいただきます。
- 6 選出日**

第61回年次大会当日
2015年4月18日(土)
東京プリンスホテル